

## 第203回長野県都市計画審議会

- ・開催日時：令和2年1月30日（木）午後1時30分～2時47分
- ・開催場所：県庁議会増築棟3階 第1特別会議室
- ・出席委員：石川利江委員、大上俊之委員、関美佐子委員、高瀬達夫委員、  
羽鳥栄子委員、丸田由香里委員、唐木一直委員、共田武史委員  
小泉栄正委員  
石原康弘委員代理（関東地方整備局長野国道事務所長 塩谷正広）  
幸田 淳委員代理（関東農政局農村振興部地方参事官 西村裕二）
- ・欠席委員：久米えみ委員、中澤朋代委員、藤井さやか委員、武者忠彦委員

### 1 開 会

（事務局：都市・まちづくり課 若林企画幹兼課長補佐兼都市公園係長）

定刻になりましたので、ただいまから第203回長野県都市計画審議会を開会いたします。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を担当いたします、都市・まちづくり課の若林道夫と申します。よろしく願いいたします。

はじめに、委員の出席状況についてご報告いたします。現在ご出席いただいております委員は11名でございます。委員総数15名の半数以上ですので、長野県都市計画審議会条例第6条第1項の規定により本審議会は成立いたしました。

なお、久米えみ委員、中澤朋代委員、藤井さやか委員、武者忠彦委員からは、欠席の旨、あらかじめご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様事前に郵送いたしました資料は3種類でございます。ご確認をお願いします。まず、会議次第が1枚、議案概要が1枚、法定審議等の議案冊子が1冊の以上3種類でございます。よろしいでしょうか。

また、本日お配りしました資料として、当日配布資料が1部ございますので、確認をお願いいたします。

誠に申し訳ないのですが、事前にお配りしました調査審議資料に訂正がございまして、本日で配付してあります。調査審議資料集は本日お配りしたものをいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

資料の確認については以上でございます。不足などございましたら、事務局までお申し出ください。

次に、前回の審議会以降、委員の異動がございましたので、ご報告いたします。当日配布資料の冊子の1ページをご覧ください。今回、長野県市議会議長会会長のお立場として就任いただく委員につきまして、村上幸雄様が交代され、後任には小泉栄正様が就任されました。よろしく願いいたします。

次に、本日、代理出席の方についてご報告申し上げます。国土交通省関東地方整備局長石原康弘様の代理で、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長の塩谷正広様でございます。次に、農林水産省関東農政局長幸田淳様の代理で、西村裕二様でございます。

本日は、法定審議案件2件、調査審議案件1件につきまして、ご審議のほどお願いします。  
それでは、これより議事に入りますが、長野県都市計画審議会運営規則第4条の規定により、会議の議長は会長が当たるものとしてされており、大上会長に議長をお願いしたいと思います。大上会長、よろしく願いいたします。

(大上議長)

大上でございます。それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。皆様方のご協力をいただきまして、審議を慎重かつ効率的に進めていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしく願いいたします。

## 2 議 事

### (1) 議事録署名委員の指名

(大上議長)

はじめに、議事録署名委員を議長として指名いたします。羽鳥栄子委員さん、丸田由香里委員さん、よろしく願いいたします。

### (2) 事務報告

(大上議長)

では引き続きまして、事務報告に入ります。事務局から報告をお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 若林都市計画係主任)

事務報告をさせていただきます。私は都市・まちづくり課の若林巧と申します。よろしく願いいたします。

本日は傍聴者がまだおりませんが、傍聴者の方がありましたら受付にて住所、氏名を確認し、傍聴上の留意事項を説明して、あらかじめ静粛な傍聴をお願いしますので、よろしく願いいたします。

次に、前回審議会の議決事項の処理状況について、事務報告を申し上げます。本日、お配りしております当日配布資料の5ページをご覧ください。令和元年11月11日に開催いたしました第202回長野県都市計画審議会における議決事項の処理状況についてですが、議第1号につきましては、記載のとおり告示となっております。

以上で事務報告を終わります。

(大上議長)

ただいまの事務報告に対しまして、質疑等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、事務報告は終了といたします。

### (3) 議案審議

#### 議第1号 上田都市計画道路の変更について

(大上議長)

これより議案審議に入ります。本日の審議案件は2件でございます。次第にあるとおりに、議第1号「上田都市計画道路の変更について」、議第2号「千曲都市計画道路の変更について」でございます。

まず最初に、議第1号「上田都市計画道路の変更について」を議題といたします。説明をお願いいたします。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

都市・まちづくり課まちなみ整備係長の高野佳敏と申します。よろしくをお願いいたします。それでは、着座にて説明のほうをさせていただきます。

今回の変更は、上田都市計画区域の都市計画道路の見直しに基づきまして、上田地区の都市計画道路の変更を行うものでございます。議案は2ページから9ページ、説明資料は資料1、10ページから19ページとなります。

本日の都市計画案につきましては、都市計画法第15条の2第1項により、上田市より令和元年9月に案の申し出があり、県としてはこの案を尊重し、申し出案のとおり都市計画を変更することが妥当と判断し、都市計画の手続きを進め、本審議会に付議するものでございます。

議案の3ページをご覧ください。今回、本審議会に付議する案件につきましては、上田都市計画区域の中心部に位置します上田地区の都市計画道路のうち、「3・3・1号上田篠ノ井線」、「3・3・2号下之条吉田線」、「3・4・6号下塩尻大屋線」、「3・5・17号北天神町古吉町線」、「3・6・26号中常田岩門線」、以上5路線を変更するものとなります。

資料1-1、10ページには、今回変更する都市計画道路について、総括図としてまとめてございます。

続いて、資料1-2、11ページをご覧ください。まず、上田地域における都市計画道路の概要についてご説明いたします。上田都市計画道路は、昭和8年の当初計画決定以降、市町村合併による行政区域の拡大や高度経済成長に伴う交通需要の増加に対応するため、中心市街地から郊外へ広げた結果、現在、34路線が計画決定されております。

その後、平成8年11月には、上信越自動車道の小諸インターチェンジから更埴JCT間が2車線で供用され、平成16年7月には同区間が4車線で全線開通するなど、高速交通網の整備や社会情勢の変化とともに、決定当初とは必要性に変化が生じている都市計画道路の区間もございます。また、都市計画道路の計画延長に対する整備済み延長の割合は、平成30年度末までで約36%にとどまっており、極めて低い状況にあります。

このような中、上田市では、平成25年から都市計画道路の見直しに着手しており、平成27年に見直し計画を策定し、段階的に見直しを行ってきました。今回付議している案件につき

ましても、この計画に基づいて変更を行うものです。

次に、個別路線の変更内容について、ご説明いたします。まず初めに、3・3・1号上田篠ノ井線についてです。資料1-3、12ページをご覧ください。

図面の黄色着色部は廃止区間、ピンク色着色部は既決定区間となります。緑色は上田市決定による廃止区間を示しております。図面にあります、①、②の番号と矢印は写真の撮影方向を表しております。

3・3・1号上田篠ノ井線の変更は、先ほど説明した見直し計画に基づき、本路線と交差する上田市決定の3・6・25号大手町下郷線の一部区間を廃止することに伴い、上田篠ノ井線に属する交差点隅切り部の一部区域、平面図では黄色着色部を廃止するものです。

次に、資料1-4、13ページをご覧ください。こちらも同様に、上田市決定の3・4・7号上田駅川原柳線の一部区間の廃止に伴う交差点隅切り部を廃止するものです。

次に、資料1-5をご覧ください。3・3・2号下之条吉田線の変更についても、先ほどの上田篠ノ井線と同様、本路線と交差する上田市決定の3・5・18号下堀山口線の一部区間の廃止に伴い、下之条吉田線に属する交差点隅切り部の一部区域を廃止するものです。

次に、3・4・6号下塩尻大屋線の変更についてです。資料1-6をご覧ください。3・4・6号下塩尻大屋線の変更につきましても、本路線と交差する上田市決定の3・6・25号大手町下郷線の一部区間の廃止に伴い、交差点隅切り部の一部区域を廃止するものです。

同様に資料1-7は、3・4・7号上田駅川原柳線の一部区間の廃止、また資料1-8は、3・5・15号下塩尻半過線の廃止に伴い、下塩尻大屋線に属する交差点隅切り部の一部区域を廃止するものとなります。

次に、資料1-9、18ページをご覧ください。3・5・17号北天神町古吉町線の変更につきましても、交差する上田市決定の3・6・27号山口福田線の廃止に伴い、交差点隅切り部の一部区域を廃止するものです。

資料1-10、19ページをご覧ください。最後に3・6・26号中常田新町線の変更についてです。本路線は、地域間を連絡する補助幹線街路としての位置づけですが、近接する、この図面でいきますと水色の主要地方道小諸上田線が幅員8mで整備済みであり、変更区間の代替路線としての役割を十分担っていることから、終点側延長約1,540mを廃止して終点を変更するとともに、路線名を中常田岩門線に変更するものでございます。

資料に戻りまして、議案の8ページをご覧ください。こちらの表は、変更後と変更前の都市計画決定を対比した表となります。変更前が下の表となり、変更後が上の表となります。変更箇所は赤字で記載をしております。

3・3・1号上田篠ノ井線、3・4・6号下塩尻大屋線、3・5・17号北天神町古吉町線につきましても、起終点の位置、延長等に変更はありませんが、構造の部分で幹線街路との平面交差数が記載のとおり変更となります。3・3・2号下之条吉田線につきましても、変更はございません。3・6・26号中常田新町線につきましても、終点側の廃止に伴い、名称を中常田岩門線とするとともに、終点位置と主な経過地、延長が記載のとおり変更となります。

最後に議案の9ページをご覧ください。本案件につきましては、平成26年10月から地元説明会を行い、その後、都市計画法に基づく公聴会を予定しておりましたが、公述申し出がな

かったため、中止となっております。

令和元年11月28日から12月13日まで、案の公告縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

また、上田市への意見聴取を行いました。令和2年1月22日付けで、案どおりで異議がない旨、回答をいただいております。

なお、上田市決定となる複数路線の変更につきましては、令和2年1月22日に開催されました上田市都市計画審議会のほうへ付議され、付議のとおり決定されることが妥当との議決がなされております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(大上議長)

どうもありがとうございました。ただいま議第1号について、説明がありました。上田都市計画道路5路線について変更したいという審議事項であります。5路線のうち4路線が、上田市決定の道路廃止に伴う交差点部の隅切り部を廃止しようという話。もう一点は、上田市決定の変更に伴って、終点部を変えるとともに路線名も変更したいという案件でございます。何かご意見、ご質問ございますか。よろしいでしょうか。お願いいたします。

(高瀬委員)

すみません、隅切り部を削除ということなんですけれども。信号交差点の部分が2か所ぐらいあるのかな、この部分の歩行者だまりの処理というのはどうなるんですか。ちょっとこの図だけだとよくわからないので、現状と、これを廃止した場合にどういうふうな整備になるのかなということ、ちょっと疑問があったので質問させていただきます。

(大上議長)

具体的にどの図面ですか。どの図面でも該当するということでしょうか。

(高瀬委員)

いやいや、2か所ぐらい、15ページは信号ですね。あとは、19ページですか、その辺です。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

ただいまのご質問の関係ですけれども、例えば15ページの部分でいきますと、実際、今、交差点があるような区間でございます。都市計画道路につきましては、網として考えておりまして、現在、この上田市の決定によりまして廃止となったことによって、交差点形状が必要ないということでの整理でございますが、現状としますと、交差点は残っておりますので、実際の現地のほうでは、この交差点形状は継続されるということになります。

(高瀬委員)

特にこの19ページのように、先がなくなっている状況のところの信号なんです。この隅切りのところ、多分、歩行者だまりがほとんどない形なんです。19ページの①の、このち

ようど角の部分ですか。そこから先が廃止になるので、多分、おそらく何もしないんでしょうけれども。特に地元から何もなければいいんですけども。

(大上議長)

はい、お願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

19ページの交差点部分につきましても、現状、交差している道路の部分での交差点の横断歩道等は既に設置されている部分がございます、新たにここで歩行者だまり等の設置の予定はございませんが、先ほどお話ししたように、都市計画道路網としての考えでございますので、この部分の交差点、都市計画道路としての交差部分がないということで、特にその隅切り部の形状については考慮をしていない状況でございます。

(高瀬委員)

地元からは、特に何とかしてくれとかというのはないですか。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

現状では、特にございません。

(高瀬委員)

ではいいです。

(大上議長)

よろしいですか。そのほか、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議第1号については、先ほど説明がありましたように、意見書の提出がございませんでしたので簡易採決としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(出席者一同)

異議なしの声あり。

(大上議長)

それでは、議第1号について、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(出席者一同)

異議なしの声あり。

(大上議長)

ありがとうございます。では異議なしと認めます。よって、議第1号は、原案どおり決定

いたしました。

## 議第2号 千曲都市計画道路の変更について

(大上議長)

続きまして、議第2号「千曲都市計画道路の変更について」を議題といたします。説明をお願いいたします。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

引き続き、都市・まちづくり課の高野のほうから説明をさせていただきます。それでは、着座にて失礼いたします。

議案につきましては、資料の20ページから24ページ、説明資料は、資料2、25ページから28ページとなります。

議案の21ページをご覧ください。今回の変更は、3・4・24号若宮線の変更を行うもので、都市計画道路網の見直しに関わるものではなく、既に決定されている都市計画道路につきまして、道路構造物の影響幅等に合わせて区域の変更を行うものとなります。

25ページの資料2-1をご覧ください。3・4・24号若宮線の路線概要をご説明いたします。本路線は、千曲都市計画区域内の主要幹線街路でございます国道18号バイパスと、図面のほうでは戸倉上山田温泉、戸倉地区・上山田地区を結ぶ幹線街路といたしまして、平成3年に都市計画決定された路線でございます。その後、平成8年には終点位置の変更、平成18年には合併に伴い路線の名称変更を行っています。

本路線に平行して走る現在の道路は、狹隘で歩道も未整備のため、通過車両と歩行者等の接触事故が発生するなど、スクリーンにお示ししております写真のとおり、交通安全上危険な状況となっております。

このため、当路線により、国道18号バイパスと戸倉上山田温泉を結ぶ円滑な都市内交通の確保並びに安全で安心な住環境の形成を促進し、都市機能の向上を図るものです。

資料2-2をご覧ください。若宮線の変更内容についてご説明いたします。

図面の赤色着色部は変更後の区間、黄色着色部は削除区間、ピンク色着色部は既決定区間を表しておりますが、この資料では色の違いが分かりづらいので、詳細につきましては、起点側と終点側の拡大した資料によりご説明いたします。

資料2-3、27ページをご覧ください。こちらの図面は、起点側を拡大したものになります。上の平面図上のA-A部の断面図を下に示しております。断面図の左側は同じ位置の現況写真となります。

この区間は、平面図でいきますと、左側の黒色の線のところ、国道18号バイパスでございますが、そちらへの接続のため、道路の高さが徐々に現況地盤より高くなるため、若宮線の両端にはL型の擁壁を設置し道路を盛り立てる構造となります。今回の変更は、この構造物の影響幅を考慮し、現在の都市計画決定線、下の断面図でいきますと、図面の青色の位置を外側の赤色の位置に変更するものです。

続きまして、資料2-4をご覧ください。こちらは終点側の拡大図です。先ほどの平面図

と同様、A-A部の断面図並びに現況写真を表示しております。

この区間は、断面図の右端の擁壁が、スクリーンにお示ししております写真のとおり、既に施工されており、今回の変更では、この擁壁施工幅に合わせて、もとの青色の都市計画道路幅を赤色の位置に変更して、一部区域、平面図上でいきますと黄色の部分削除するものとなります。

若宮線の断面構造としましては、スクリーンにお示ししております、2車線の幅員16mでこれまでとは変更ありませんが、今回の変更につきましては、全体延長約1,140mにわたり、道路構造物の影響幅に合わせて区域の変更を行うものとなります。

今までの説明を踏まえまして、議案の23ページをお願いいたします。こちらは、変更前と変更後の都市計画決定を対比した表となります。ご覧のとおり、起終点位置や延長、構造形式等については変更ありません。

最後に議案の24ページをお願いいたします。本案件につきましては、平成30年4月から順次、各地域で説明会を行い、その後、都市計画法に基づく公聴会を令和元年11月10日に予定しておりましたが、公述申し出がなかったため中止となっております。

令和元年12月5日から12月20日まで、計画案の公告縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

また、千曲市への意見聴取を行いました。令和2年1月6日付けで、案のとおり異議がない旨、回答をいただいております。

説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(大上議長)

ありがとうございました。ただいま議第2号「千曲都市計画道路の変更について」、説明がありました。工種が決定したことに伴う影響幅の変更案でございます。ご意見、ご質問等ございますでしょうか。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(塩谷委員代理)

すみません、国土交通省の長野国道事務所の所長の塩谷です。申し訳ございません。実は、接続する都市計画道路、国道18号の計画のバイパスでございますが、まだ事業化になってないと。要するに事業を進めるには、まだ当分、ちょっとかかるような状況の中で、その取り付いてくるところの箇所、その都市計画線の変更というふうに聞いておまして、説明を受けましたが。もとの都市計画線っていうのは何で決まっているんですかね、これは。もともとがですね。

(大上議長)

よろしくお願いいたします。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

もともとの都市計画の線につきましては、基本的には、その計画幅員、道路の幅員で幅を決定しておまして、法面の構造等が今まで決まらなかったものですから、道路の幅で決

定をしてございました。今回、法面の構造等が決まってきましたので、それに合わせて変更を行うものでございます。

(塩谷委員代理)

それですね、高さ的にその構造物の、本当にこのL型擁壁で施工するのかがどうかっていうのが、ちょっと微妙だと思うんですけども。今、この都市計画変更をしないとまずいんですかねって。逆に、うちの事業とある程度高さを合わせながら事業をやっていく、それで構造物の高さが決まってくる。それで、L型擁壁っていうのは、形は分かるんですけども。法だったところがL型擁壁になるということになると、その構造物というか、取り付く施工段階に変更するのではまずいんですか。要するにL型擁壁を施工した段階で、施工の計画がしっかりと決まって、事業の計画が決まって、その実施する際に変更するんじゃないんですかね。

(大上議長)

はい、お願いいたします。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

今回、この若宮線につきましては、都市計画事業として進めていく予定もでございます。都市計画事業として進める上では、事業認可というものを取って、都市計画事業として進めていくことになります。そういった中では、必要な部分をお示しして、認可を取ることになります。ただ、今後、構造が変わった場合には、都市計画変更を行った上でさらに事業認可変更を取って行く形になりますので、現段階では、想定しているこういった形で決定をしたいということで、提案をさせていただいております。

(塩谷委員代理)

というふうになると、とりあえず18号の計画はあるものの、事業化にならない状態の中でこの事業を進めていく、それを前提に都市計画変更するんだと。ですから、要はこの都市計画変更に基づいた道路の建設をもう着手したいからというふうな扱いでよろしいんですか。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

はい、そういったことも考慮した上での変更となります。

(塩谷委員代理)

端的に言いますと、18号がまだ建設されていないというのを前提に、この道路を建設していくという扱いでよろしいですか。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

26ページの資料2-2をご覧くださいなのですが、若宮線につきましては、グレーで記載しております、現在の県道のバイパスというような意味合いもでございます。都市計画道路

といたしますと、国道18号までの接続という形になりますが、あくまでもこの長野上田線のバイパスという位置づけがございますので、整備に当たっては、その現道部分の接続までを考慮した形になります。ですので、国道18号が事業化されてなくても、現道の狭隘な歩道がないという部分の解消という上で、整備のほうを進めていく予定としております。

(塩谷委員代理)

すみません、しつこくで申し訳ございません。バイパスということであれば、今は、これ、盲腸状態になっていますよね。現道に接続してないじゃないですか、計画として。これが、市道を経由してその県道のほうに出ていくっていうふうに思えばよろしいんですか。端的に申し上げますと、この都市計画道路で事業をこう県のほうで進めていくということになりますと、その計画を進めていっても、先行きが、国道18号が事業化されてないから、それは抜ける道路にならないじゃないかと言われても、ちょっと困るんですね。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

今の資料2-2の部分でいきますと、①のところ市道がございますが、そこへの接続ということをまずは考えておりますので、そういった形で、まずは供用させていくというような考えでございます。

(塩谷委員代理)

了解しました。細かい点については、事務的に、すみません、ご相談をさせていただきたいと思います。計画上は了解いたしました。はい、ありがとうございます。

(大上議長)

そのほか、ご意見、ご質問ございますか。

今のお話は、都市計画決定と事業認可の関係みたいなところもありますよね。そうじゃないですか。そこのご指摘、だから、ここであえて都市計画の変更を決めるんじゃないくて、もう少し話が具体的になった段階で事業認可するっていう方向でもいいんじゃないでしょうかというお話と受け取ったんですけど、そういうことじゃないですか。

(塩谷委員代理)

そうですね、どちらかというと、事業認可っていうふうな形で取ろうとすると、イコール都市計画で決めたものに対して、準じて、要するに事業を進めていくということですから、通常の道路事業というのと、その街路で言っている都市計画事業というのはちょっと違うところがある。道路事業でいきますと、計画を、例えば4車線で計画をしているやつを4分の2の事業で、とりあえず、一旦事業そのものを1回お休みするということはあるんですけども。都市計画事業だと、要するにその計画そのものに全部合わせて造らなきゃいけないということがありますので、法構造だったやつが擁壁構造になるっていうことになると、その部分で変更しなければいけないというのはよくわかるんですけども。もともと、要するに、そこまで厳しい状態なんですかねというのがちょっと気になっていたものですから。

あと気になるのが、要するにその高盛土で来たときの擁壁というのが、18号の都市計画の位置づけのところで、我々のほうが事業をやりませんので、当面ですね。事業ができない状態ですので、その擁壁自体っていうのがそのまま続いていくんですね。それを街路事業でやるということになると、ちょっとその辺、細かいところがあるので、その街路事業の大もとのところの都市局のほうとよく相談されてから、要するに都市計画変更に移ったほうがいいのではないのかなという。もうすぐ、その街路事業として事業をやり始めるっていうことであれば、これは、ここの段階で、要するにそのしっかりと都市計画変更をやらなければいけないということでしょうけれども。当面、事業着手がもう数年先になるということであれば、その辺っていうのは、都市計画変更までを考える必要があるのかなという、ここの交差点の部分だけに限ってですね。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

今の事業の関係になります。若宮線の温泉側800mほどの区間になります。そちらについては、来年度から都市計画事業として進めていくような、今、準備しております。ただ、国道18号側については、今後、こういった手法でやるかも含めて、これから検討していく区間となっております。

(大上議長)

塩谷委員代理、よろしいですか。

(塩谷委員代理)

とりあえず大丈夫だと思われませんが。基本的には、都市計画変更自体のやつっていうのは、うちの関東地方整備局の建政部というところと一緒に調整をしていると思いますので、その辺は、問題はないというふうに思っております。18号も高くしなければいけない、こちらも高くなっていく。そうすると交差するところの施工をどちらでやるんですかっていうことに、結構課題が出てくる場所があるんですね。うちは事業化になっていないということになると、施工もできません。ですから、県のほうが関連事業としてしっかりとその高さまで、要するに構造的なものを担保してくれるのであれば問題はないんですが。18号の国のほうの道路もしっかりと、その部分だけ、要するに施工してくださいとか、その部分については国のほうの負担でどうにかならないのか、そういうふうな形になると、うちのほうとすると、ちょっと財布のネタがないものですから、ちょっとその辺で気になったところがあります。これからしっかりと、事業実施の際には、建政部のほうと調整を取らせていただければというふうに思います。

(大上議長)

そのほか、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

ないようですので、よろしければ、採決に入ります。この議第2号については、先ほど説明がありましたように、意見書の提出がございませんでしたし、委員の皆様からも特段の異議はないようですので、先ほどと同様に簡易採決としたいと思います。いかがでしょうか。

(出席者一同)

異議なしの声あり。

(大上議長)

それでは、議第2号について、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(出席者一同)

異議なしの声あり。

(大上議長)

どうもありがとうございました。それでは、議第2号について、原案どおり決することにしたと思います。どうもありがとうございました。

#### (4) 調査審議

##### 調査審議第1号 第7回区域区分（市街化区域・市街化調整区域）の見直しについて

(大上議長)

それでは、次の調査審議に移りたいと思います。長野県からの説明の後、委員の皆様からご意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは調査審議第1号「第7回区域区分（市街化区域・市街化調整区域）の見直しについて」を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹都市計画係長)

都市・まちづくり課の竹内浩平と申します。スクリーンを使って説明をさせていただきますけれども、お手元にスクリーンと同じ資料を配付してございますので、あわせてご覧ください。それでは、座って説明をさせていただきます。

調査審議第1号「第7回区域区分の見直し フレームについて」をご説明いたします。前々回の本審議会におきまして、市街化区域と市街化調整区域を定める区域区分につきまして、現在定めている、長野・須坂・松本・塩尻の4都市の区域区分を継続すること、またその目標年次を令和7年度として見直しを進めることについて、ご説明をさせていただきました。また、見直しにおいては、市街化区域を拡大する場合、その規模の設定に当たっては、人口フレーム方式を用いて検討することについてもご説明をさせていただきました。

本日は、そのフレームの現段階の検討状況と、あわせて、並行して見直しを行います区域区分の上位計画に当たります「都市計画区域マスタープラン」について、ご説明をさせていただきます。

資料1 ページの下段をご覧ください。都市計画区域マスタープラン及び区域区分につきまして、都市計画の体系図をもとにご説明をいたします。

国土交通省による「都市計画運用指針」は、都道府県や市町村がマスタープランを策定する上での指針として位置づけられております。これは、社会動向や関連する法制度などに合わせて改正されており、マスタープランをはじめ、都市計画策定のための指針となっております。その記述については「～することが望ましい」「～することも考えられる」といった表現となっております。あくまで最終判断は都道府県や市町村に委ねる内容となっております。

この「都市計画運用指針」を勘案した上で、都道府県が「都市計画区域マスタープラン」を策定し、その「都市計画区域マスタープラン」及び市町村の「基本構想」に即して「市町村マスタープラン」が策定されます。

また、2016年から始まった「立地適正化計画」の指定もマスタープランの一つとして位置づけられております。これらのマスタープランに即した上で、具体的な都市計画、今回の区域区分の変更が定められます。

お手元資料の2ページ上段をご覧ください。都市計画区域マスタープランは、県が都市計画区域ごとに、一つの市町村を越えた広域的な見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるもので、おおむね20年後の都市の姿を展望し、どのような方針で、どのような都市をつくろうとしているかを示すものであります。

構成は次のとおりとなっております。1で都市計画の目標、2で区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、3で主要な都市計画の決定方針について記載いたします。このうち、区域区分の方針の中で、市街化を図る区域に関する事項については、おおむね10年後の将来予測を行った上で、人口及び産業の動向、都市的土地利用の需要の見通しなどを、総合的に勘案して決定することとなっております。

2ページの下段をご覧ください。区域区分の方針に定める内容は、将来の区域におけるおおむねの都市計画区域内の人口、市街化区域内の人口、産業の生産規模や就業人口、市街化区域のおおむねの規模について定めます。

今回の定期見直しでは、基準年を平成27年とし、10年後の令和7年度を目標年次として、人口、産業の規模の推定を行います。

ここで定めた、将来、市街化区域内に収容すべき人口から、既存の市街化区域内での収容可能人口を差し引いたものが、いわゆる人口フレームとなります。また、将来の製造品出荷額と現在の製造品出荷額の差を工業フレームとしています。このフレームにつきましては、次の資料でご説明いたします。

資料3ページの上段をご覧ください。前々回の審議会でもご説明をさせていただきましたが、再度、改めて確認をお願いいたします。

区域区分の計画フローとしましては、平成27年の国勢調査の数値を用いた平成29年度実施の基礎調査、この結果をもとに、左側の上位計画と整合を図りながら、計画フレームの設定を行います。おおむね10年後の令和7年度の常住人口、いわゆる人口フレーム、及び工業等の用地需要予測、いわゆる工業フレームの算出を行ってまいります。

3ページの下段をご覧ください。常住人口フレームの算出フローをお示しします。目標年次、令和7年度の人口は、平成30年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表いたしました、長野市・須坂市・小布施町・松本市・塩尻市の人口を採用しております。それぞれの都

市計画区域で、この将来人口から、回帰分析により推計しました令和7年度の都市計画区域外の人口を除外し、都市計画区域人口を算出いたします。

次に、この都市計画区域人口から、同じく回帰分析により推計いたしました令和7年度の市街化調整区域人口を差し引いたものが、令和7年度の市街化区域人口となります。

4ページの上段をご覧ください。次に、工業等の用地需要予測については、それぞれの都市計画区域で、工業統計による製造品出荷額の数値を用いまして、企業物価指数を考慮したデフレーター補正を行った上で、回帰分析を行い、令和7年度の製造品出荷額を推計いたします。

その将来の製造品出荷額推計値を、過去6年間の敷地生産性、現在の敷地生産性の平均で割り算をいたしまして、将来に必要な用地需要規模である工業系の市街化区域の規模を算定してまいります。

4ページの下段をご覧ください。次に、このフローの真ん中にございます「市街化区域の規模と配置」についてですが、まず、それに先立って現状の市街化区域の密度設定を行います。

資料5ページの上段をご覧ください。これまで一定の人口密度によって支えられてきた、医療・福祉・商業等の生活サービスを将来にわたって持続させるため、また、立地適正化計画との整合を図る観点からも、現状の市街化区域の人口密度を維持していく必要があると考えております。

基準年次から目標年次である令和7年度までに、現状の市街化区域内の農地の土地利用転換の可能性、道路、公園等公共施設等の整備計画を把握した上で、非可住地の面積を推計し、将来の可住地面積を算出いたします。

人口密度を維持した上で、現状の市街化区域内に将来常住人口が収まらず、オーバーフローした場合には、市街化区域の拡大が必要となります。

5ページの下段をご覧ください。そのフローをこちらにお示ししております。令和7年度の市街化区域人口と、将来の可住地と人口密度を乗じて算出いたしました既存の市街化区域内での将来収容可能人口を比較いたしまして、現況の人口からの増加分があれば、市街化区域拡大の人口フレームとなり、新たな市街地整備が必要ということになります。

6ページの上段をご覧ください。また、工業用地におきましても、計画フレームで算出した将来の工業系の市街化区域、用地需要面積から、現状の市街化区域内の工業系用地面積を差し引いた面積、これが多い場合には、工業系の用地需要に伴う新たな市街地整備が必要ということになります。

6ページの下段ですが、現在、検討作業を行っております、各都市のフレームをお示ししております。基準年を平成27年といたしまして、10年後の令和7年度を予測したものです。

保留人口欄、製造品出荷額欄には、それぞれ数字が入るわけですが、現在、関係機関と協議中であるため、本日はその有無のみ表示をさせていただいております。

人口フレームにつきましては、須坂都市計画を除き、一定程度のフレームがあるものと考えております。拡大需要のない須坂都市計画につきましては、現状の人口密度を維持する方向で考えていきたいと思っております。

また、工業系フレームについては、各都市とも、一定程度のフレームがあるものと考えて

おります。

この具体的なフレーム、また市街化区域を拡大する場合の面積規模等につきましては、次回以降のこの審議会におきまして、各都市ごと具体的な計画でお示しをしてみたいと考えております。

7ページの上段をご覧ください。ただいま説明しましたフレームにつきましては、特定保留フレームというものと、一般保留フレームというものがあまして、ちょっと専門的な内容ですが、土地区画整理事業などの計画的な事業の実施の見通しがあつて、農林漁業との調整が整っており、その区域やおおむねの整備時期が明確なものにつきましては、区域区分の見直しと同時に市街化区域に編入するもの、これを「特定保留フレーム」というふうに呼んでおります。

一方、計画的な事業の実施の見通しはあるものの、区域区分の見直し時点で、農林漁業との調整が整っておらず、その区域や時期が明確でないため、エリアを限定せずに、人口規模のみを保留するもの。これについては、確実にした段階で市街化区域に編入していくという、これを「一般保留フレーム」というふうに呼んでおります。

資料7ページの下段です。具体的にこのフレームをどの地域に貼り付けていくかということに関しましては、前々回の都市計画審議会で配付いたしました第7回の見直し方針に適合した箇所において、県の指針を勘案しつつ、市の申し出をもとに判断して、その箇所について、関係機関と協議をして編入をしていくということになります。

具体的には記載のとおりでありますけれども、(1)として、住宅地の供給を目的とした市街化区域の拡大については、今後の需要予測を十分精査し、農林漁業との健全な調和を図りつつ、計画的な市街地整備が確実な区域、その規模については必要最小限とするという方針です。

(2) 産業用地については、工業出荷額等のデータからの推計、各都市の産業に関する将来ビジョンや政策を踏まえ、需要に適切に対応できる規模の区域を、農林漁業との健全な調和を図った上で市街化区域に編入するという方針です。

(3) 既に市街化した土地の区域、既成市街地の区域におきましても、土地利用の動向や社会基盤の整備状況を踏まえた上で、市街化区域へ編入するという方針のもとに、箇所については、関係機関と協議を行ってまいりたいというふうに思っております。

最後になります。8ページの上段をご覧ください。今後のスケジュールについて、ご説明をいたします。区域区分につきましては、関係機関と具体的な箇所について協議を行い、協議が整い次第、公聴会を予定しております。

また、区域区分の見直しに当たっては、上位計画となるマスタープランの見直しについても、同時平行で手続きを進めてまいります。令和2年の公聴会は、マスタープランと区域区分をセットで開催する予定で考えております。

その後、長野県総合計画審議会、都市計画決定の手続きを行い、本都市計画審議会においてお諮りをした上で、国土交通大臣に協議・同意を得た上で、令和3年3月に決定告示をする予定で考えております。

なお、このスケジュールにつきましては、基本的には長野・須坂・松本・塩尻の4都市を同時に進める予定で行ってまいりましたが、長野都市計画区域につきましては、台風19号の

影響が残っているため、半年から1年程度、場合によっては遅らせる方向で関係機関と調整を行っているところです。ご承知をいただきたいと思います。

説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(大上議長)

どうもありがとうございました。フロー及び基本方針、それと最後に今後のスケジュールについてご説明いただきました。スケジュールを見てみると、令和3年3月に決定告示ですから、この1年間でもう決めちゃうということですよ。というご説明でありました。皆様のほうからご意見等ございましたら、お願いいたします。はい、高瀬委員。

(高瀬委員)

すみません、質問なんですけれども、ちょっと不勉強ですみません。3ページのところの人口フレーム、人口を出すときに、わざわざ都市計画区域外人口を回帰分析で推計したものを引いているんですけど、直接、都市計画区域人口を回帰分析で出すということはしないのでしょうか。同じように下のところも、市街化区域人口を、直接、回帰分析で出すということをわざわざしない理由というのは何なのか、教えてください。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹都市計画係長)

まずベースとなる行政区域の人口を、国立社会保障・人口問題研究所が公表しています人口を用いているということで、それは行政区域全体の人口に当たりますので、都市計画区域の人口及び市街化区域の人口を算出するために、その方法を用いております。

(高瀬委員)

違うほうを回帰分析して、もともと引くのかと。最初から回帰分析すればいい話ではないんですか。何か理由があるんですか。

すみません、いいです、素朴な疑問なんで、はい。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹都市計画係長)

ちょっと確認させていただきたいと思います。

(大上議長)

はい、お願いいたします。

(羽鳥委員)

すみません、ちょっと質問なんですけれども、現状、その市街化区域、実際の生活の中で考えてみると、中心市街地とか、空き家がいっぱいあって、人口が少なくなっている。でも、何ていうんですか、住む場所というかはあると。で、密度が多分少なくなっているという状況があつて。でも、今の表を見ると、長野市と松本市と塩尻市では人口が減るにもかかわらず、市街化区域を増やさなきゃいけないという話で。前回のときに、その道路が広がっている

んだと、昔より道路が広くなったり公園ができたりしているから、人口の密度は低くなっていても人が住む区域っていうのが必要なんだ、ということと言われた記憶があるんですけども。

実際、外に土地を新しく開発していけば、それだけインフラが、新たに造らなきゃいけないっていうことで、今、だんだん人口が減っていったのにそういったインフラを増やしていこうっていう、何ていうんですかね、考え方というのがどうも、何ていうんですかね、実際のその次の世代に対して、それが本当に正しいことなのかどうかっていうのがすごく疑問に感じて。何かその、こういうフレームの設定っていう数値があるのは分かるんですけど、多分それは人口が増えていって産業が拡大していくっていう時代の考え方なのではないかなっていうふうに思っています。

これから人口が減ったり、産業が右肩上がりじゃなくて継続的になっていくっていうことの時代に考えていくフレームっていうのが、もしかしたらあるのではないかなと思っていて、こういうふうな説明を受けても、本当にこれでいいのだろうかみたいな疑問が、ちょっと私はしてしまっていて。その辺は、皆さんはどんなふうに考えて、こういうものを使って、これからの都市計画を考えていこうというふうに思っているのか、ちょっと伺いたいなと思います。

(大上議長)

はい、お願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 竹内企画幹都市計画係長)

将来にわたっての都市の考え方というお話かと思えます。ちょっと、そういう大きな話、ちょっとまた後ほど、課長のほうからもお話があると思いますが。今回、今、説明いたしました内容に関してで、ちょっとご回答させていただきますけれども。人口減少、いずれの都市についても、もう既に人口減少が進んでいるという状況で、高齢化も進んでいるという状況にあります。前回の審議会の中でも、立地適正化計画という話もいただいたかと思うんですけども。そういう、今後20年、場合によってはさらにもうちょっと先の長い遠い将来を見据えての、そういったコンパクトシティの考え方。

一方、この今回の区域区分、これは、都市計画マスタープラン、おおむね20年後を考えていくマスタープランの中で、この開発圧力、これについては、10年後を予測してやるということで考えておまして。人口の減少が進んでいる時代に入っているんですけども、今後10年間で推計すると、まだ開発の圧力があると。その圧力に対しては、周辺へ無秩序な開発が促進しないように計画的な市街化を図っていくということで、今回は見直しを行うということでございます。

(幹事：都市・まちづくり課 猿田都市・まちづくり課長)

都市・まちづくり課長でございます。委員ご指摘のとおり、この人口減少社会において、市街地を拡大する必要性があるのかという点は、私どもも素朴な疑問として持っています。国全体で見ると、人口の自然動態としては、全体としては減っている中で、実際に人口には

社会動態があるものですから、地方から大都市へ人口がいまだに流れていて、局所的に見ると、増える地域と減る地域が出ています。

同じように、長野県あるいは長野都市圏、そういったレベルで見ても、全体としては自然減、あるいは県ですと、社会減はほとんどないのですが、全体として見ると自然減がある中で、個別に一都市とか一市町村を捉えると、実は社会増がある場合があります。今回、フレームが出てきている理由としては、委員からさっきお話があったように、その非可住地の増というのも多少あるかもしれないのですが、まずはその地域間の人口の動きによって、まだここ数年は、都市という単位で見ると、フレームが計算上出てくる可能性があるということでございます。

ただし、一方で、市街化区域の中で、松本などはそうなのですが、さらに狭いエリアを居住誘導、あるいは都市機能誘導ということで、立地適正化で絞っている状態で、安易に市街化区域を増やしてはいけないという認識は持っています。それに伴って、もしインフラ整備が大幅に必要なような場合であれば、十分考えなければいけないと。そのあたりもきちんとご説明できるような形で、具体的な案について、次回以降の審議会でご説明させていただければというように思っています。以上です。

(大上議長)

羽鳥委員さん、いかがですか。

(羽鳥委員)

ありがとうございます。多分、個々の話を聞くと、必要なんだなって、納得してしまうと思うんですね。ただ、それが積み重なると、結局どんどんどんどん広がってしまうということになるんじゃないかというおそれがありまして。なので、実際その審議に出されれば、必要だと言われていけばやっぱり必要なんだって思いますけど。そうじゃなくて、全体的にやっぱり考えなくちゃいけないんじゃないかと。そこは必要なかもしれないけど、では少し違う地域に移せないかとか。やはりそういうことは、全体的にこう見て、この辺が空いているとか、そういったことを、何ていうんですかね、資料として持っていないと、何かそういう、住宅地がやっぱり欲しいんだと言われたときに、その流れに結局乗ってしまうだけで、最終的にやっぱり市街地が広がっていたということになりかねないという何か危機感がありまして。なので、皆さんのおっしゃっていることは、多分そういう、圧力っていうふうにおっしゃっていましたが、そういうことがあるのは分かるんですけど。これから考えていきたいですねという、何ていうか、私の願望です。

(大上議長)

よろしいですか。県のほうでも方針として、最初から拡大ありきの姿勢では決していないですよ。と。いって、ではどういうふうにして将来計画を練っていきましょうというときに、ベースになる、あるいは根拠となるデータを使って推計、どうしても推計になりますから、推計していくんで。そのときにやっぱりどうしても、過去の人口形態のデータを使って予想していくっていう手はずになると思うんですけども。それは、具体的にやってみないと、

結果はどうかは分かりませんが、ただ、考え方として、先ほど、最初に申し上げましたように、昔のように拡大、拡大でいく姿勢では決してないんですよという方針は持っていますよということですよ。ですから、先送りの話になるわけでもないんですけども、次回以降にどんな具体的な考えでどんな案が出てくるかっていうところをちょっと待ちたいなというところだと思います。

何かそのほか、ご意見、ご質問等ございますか。

それでは、今提示していただきましたご意見、あるいは質問ですね、高瀬委員からの質問等を反映させていただきたいと思います。

こちらで用意しました議案は以上でございますが、委員の皆様の方で、その他ということで、何かありますでしょうか。では、お願いいたします。

(関委員)

上田からまいりました関と申します。その他ということで、ちょっと細かなことですが、先ほど議案のほうに出ておりました都市計画道路の見直しに関して、私個人的な意見、要望ですけれども、今回、議案が上がってくる中で、国土交通省のほうのウェブ、ちょっと見まして、全国都道府県の実施状況を拝見しました。これ、データ、一番新しいところで29年の3月末のデータを見ますと、都道府県道路を、都道府県自らが実施している都道府県と、市町村が主体となって取り組んでいるところ、2つのグループに分けて棒グラフで、その進捗状況ですか、表示されていました。

ちょっと見ましたら、都道府県が自らやっているところは19都道府県、市町村が主体となっているのが28都道府県ありまして、私、個人的にこう比べてみたら、都道府県が自ら実施しているほうが、おおむね実施率は高いようなふうに見受けられました、グラフからは、長野県は、市町村主体でやっているほうに入られているようですが、結構、もう実施率は、今回のウェブ上では80%というような表示で、これはこれでいいんです。

あと、では県の中ではどうかと思ひまして、それは、県のビジョンの資料のほうに、見直しの動きとしまして、色分けで、各段階で表示されておりました。もう既に完了または完了予定のほうがおおむね多いですけども、まだ未着手あるいは着手未定というような自治体もあります。これは、国のほうでも、ご存じのように、なるべく早めに手をつけて加速してほしいというような方針は示されていますので、こういったまだ手をつけてない小さな規模の町村は、それなりの取り組めない事情、理由があると思います。例えば取り組むきっかけがなかなかつかめないとか、人員体制がなかなか整わないとか、そういう理由があると思います。そこで、一応、県の役割としましては、市町村支援ということも言っておりますけれども、一方、分権化を進めていく中で、市町村の自主性を尊重するという観点もお考えと思ひます。

私、申し上げたいのは、こういったまだ手つかずのところに対しては、県として、連絡調整ですか、そのような会みたいなのを設けていただくか、または意見交換のような場を設けていただければ、見直しの実施ももう少し促進されるのではないかとというような、そんな思いを、今回、こう対比しまして抱きました。特別、市町村が主体としないほうがいいのかという考えはないですけども、そのような考えを持ちましたので、何かそういう場とか、意見

の場を設けて、今後やっていただければと思います。特に長野県は、人口規模の小さな町村が多いだけに、今後、役割としまして、よろしくをお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 高野課長補佐兼まちなみ整備係長)

貴重なご意見、ありがとうございました。委員ご指摘のとおり、国土交通省のホームページに全国の取組状況等、載っております、私どもも承知しております。現在なんですけれども、委員が言われました未着手の町村につきましては、まずは現状把握からやりましょうということで、既に現状把握に着手をしております。現段階では未着手の市町村はない状況でございます。また、昨年度から、見直しに関する意見交換会を実際にやっておりますので、そういった会を継続して実施しながら、見直しのほうも進めていきたいというふうに考えております。

(関委員)

はい、分かりました。未着手はないっていうあれですけど、私、ビジョンのほうの資料のはちょっと古いんですね、29年1月庁内資料ですから。それから、では4町村ですか、把握とか、段階的に進んでいるわけですね。はい、分かりました。何か該当38市町村で9割方はほぼ済んでいるというようなことも記載はされておりました。はい、分かりました。ありがとうございます。

(大上議長)

そのほか、ございませんか。

ないようですので、それでは、以上で議事は全て終了とさせていただきます。皆さん、どうもご協力ありがとうございました。

### 3 その他

(事務局：都市・まちづくり課 若林企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

ありがとうございました。長時間にわたり、慎重審議いただきありがとうございました。次回の開催日は、本日お配りしました「当日配布資料」の6ページのとおり、令和2年6月の第1週、第2週を予定しております。先の日程で誠に恐縮なんですけれども、委員の皆様には、本日お帰りの際、または2月14日金曜日までに、この紙に記入していただいて、事務局へ返送くださるようお願いいたします。

### 4 閉 会

(事務局：都市・まちづくり課 若林企画幹兼課長補佐兼都市公園係長)

それでは、以上をもちまして、第203回長野県都市計画審議会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。ありがとうございました。